

入 札 心 得

(総則)

第1条 函館市が発注する物品の買入れ、借入れおよび売払いの契約ならびに建設工事等以外の業務の委託契約に係る条件付き一般競争入札に当っては、関係法令等別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札書の提出)

第3条 入札に参加しようとする者は、作成した入札書を封筒に入れ、指定した方法および期日までに提出しなければなりません。

2 封筒には参加する入札件名および入札者名を記載してください。

3 事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」）においては、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を入札書とともに提出しなければなりません。

(入札の辞退)

第4条 事前審査型条件付き一般競争入札（以下「事前審査型入札」）において入札参加資格の認定を受けた者が入札を辞退しようとする場合は、入札書の提出期日までに入札辞退届を提出することにより入札を辞退することができます。

なお、入札辞退を理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(入札の棄権)

第5条 事前審査型入札において入札参加資格の認定を受けた者が入札辞退届を提出せず、指定した期日までに入札書を提出しなかった場合は、入札を棄権したものととして取扱います。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正な行為を行ってはなりません。

2 入札者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格および評価項目に関する事項を意図的に開示してはなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札（文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等）

(3) 入札書の記載金額を訂正した入札

(4) 入札者の記名押印のない入札

(5) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(6) 最低制限価格を下回った入札

(7) 予定価格の事前公表を行ったときの予定価格を超えた入札

(8) 指定した方法以外の方法により行われた入札

(9) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類を提出しない者がした入札

(10) 事後審査型入札において、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書および必要な添付書類に不備がある入札

(11) 前各号のほか、函館市契約条例施行規則または特に指示した入札条件に違反している入札
(開札の立会いおよび傍聴)

第9条 開札は、入札者の面前で行います。この場合において、入札者が立会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札を行います。ただし、予定価格の事前公表を行ったときは、再度入札は行いません。

2 再度入札の回数は、2回までとします。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者または評価値の最も高い者(総合評価落札方式の場合)を落札者とします。

2 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、落札を保留し、低入札価格調査委員会による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者を落札者とします。

なお、低入札価格調査において当該入札価格が失格と判断する基準となる価格を下回る場合は、他の調査事項の調査を経ずに落札者としません。

3 物品の売払いの契約に係る入札において、予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

4 落札となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者(当該入札価格が調査基準価格を下回る場合は落札予定者)を決定します。

この場合において、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の締結等)

第12条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内(初日不算入)に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を締結しません。

3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき(前項の規定による場合を含む。)は、落札金額(単価による入札の場合は、落札単価に予定数量等乗じた額)の100分の3以上の違約金を徴収します。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除します。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第14条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより契約を解除することがあります。この場合においては、契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額(単価による契約の場合は、契約単価に予定数量等乗じた額)の10分の1に相当する額を徴収します。

[問合せ＝函館市財務部調度課 委託・物品担当 TEL (0138) 21-3517 ～ 3521]